

スポーツエールカンパニー認定制度 の見直しについて

○ 従業員の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している団体、大学生等の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている大学等を「スポーツエールカンパニー」として認定。

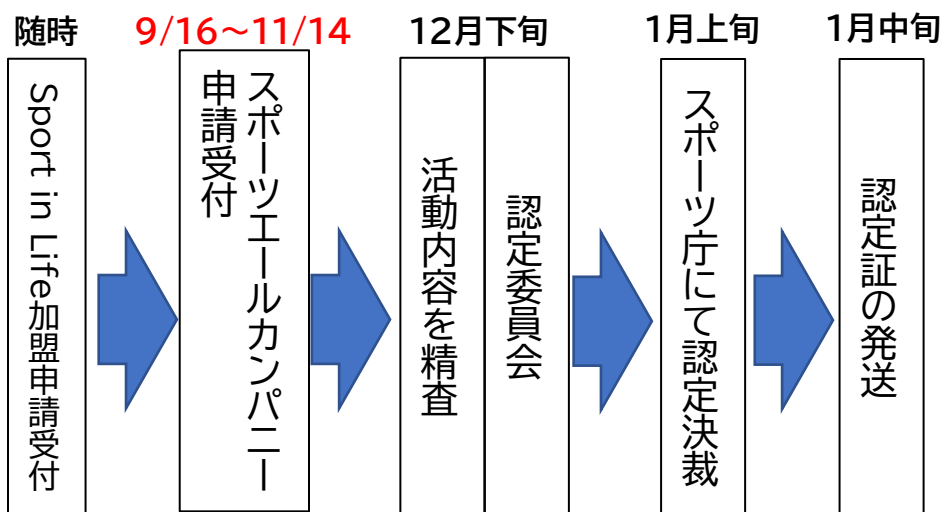
【申請対象】

- ・株式会社、有限会社、合名・合資・合同会社
- ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人
- ・その他の設立登記法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等）

スポーツエールカンパニー認定要件

- (1) 取組の対象が特定の従業員や大学生等にとどまらず、団体、事業所等全体で推進している取組であること。
- (2) 経営者等の理解を得て、団体、事業所等内部の取組が明確化されていること。
- (3) 取組が団体、事業所等内部において周知されており、取組実績があること。
- (4) 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること。
- (5) 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと。

SYC2026 認定手順



認定区分及び認定団体のメリット

+ (プラス) 認定：従業員や大学生等の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上の団体は+ (プラス) の呼称を付与

認定回数に応じて以下のとおり認定マークの色及び呼称を付与

- ・認定回数5～6回：ブロンズ
- ・認定回数7～9回：シルバー
- ・認定回数10回以上：ゴールド



メリット

- ① スポーツ庁のホームページ等で企業名を公表し、メルマガやSNSを通じて積極的に認定企業の情報を提供。
- ② ハローワークの求人票や名刺等にスポーツエールカンパニーのロゴが使用可能

○ 令和7年度より、スポーツエールカンパニーの認定団体や認定を希望する団体の取組をサポートすることができるサービス、商品等の提供を行う団体を「スポーツエールカンパニーサポーター」として募集・認定し、Sport in Lifeコンソーシアムの加盟団体へ広く情報共有を図る。これにより、加盟団体間の連携を促進するとともに、スポーツエールカンパニーの認定団体の更なる取組を創出する。

「スポーツエールカンパニーサポーター」の主な活動

※スポーツエールカンパニーの認定団体であることが前提の上、サポーターに求められる以下の活動が十分に行うことができることが条件となります。

- （１）スポーツエールカンパニーの認定団体や認定を希望する団体の取組をサポートすることができるサービス、商品等の提供に関する提案を行う。
- （２）当該サービス、商品等の利用を希望する団体との間で提供に関する条件等を調整する。
- （３）当該調整の結果に基づきサービス、商品等の提供を行う。
- （４）サポーターとしての活動の実績をSport in Life運営事務局へ報告する。
また、その報告内容をSport in Lifeコンソーシアムの加盟団体へ広く情報共有するために、同事務局の活動に協力する。

想定されるサポートメニュー

- ・ 運動教室・健康セミナーの提供
- ・ 体力測定・各種測定の提供や貸出
- ・ アスリートによる講演・実技指導・セミナーの提供
- ・ ゆるスポーツの提供
- ・ レクリエーショナルスポーツの提供
- ・ スポーツイベントの協賛・支援
- ・ パラスポーツ選手への用具提供
- ・ 社有スポーツ施設の貸出し

